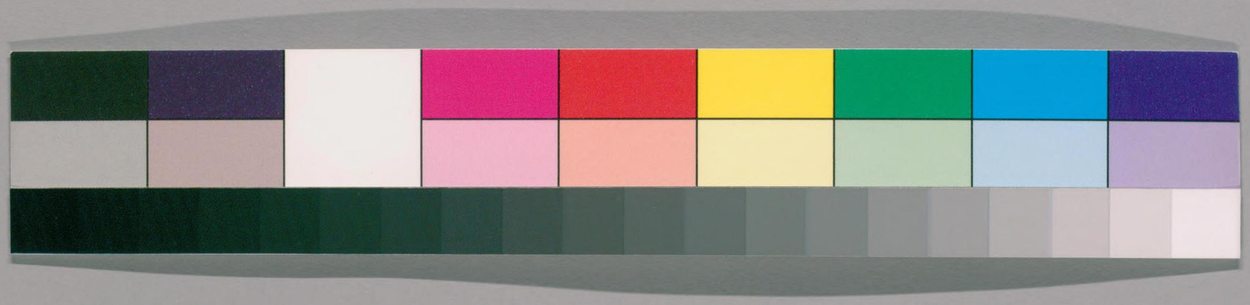

毎日記

宝暦七年十二月より
宝暦八年五月

823
34

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

宝暦七丁丑〇十二月ヨリ

毎日記

一

同八年寅六月之

平田[illegible]

823
439
34

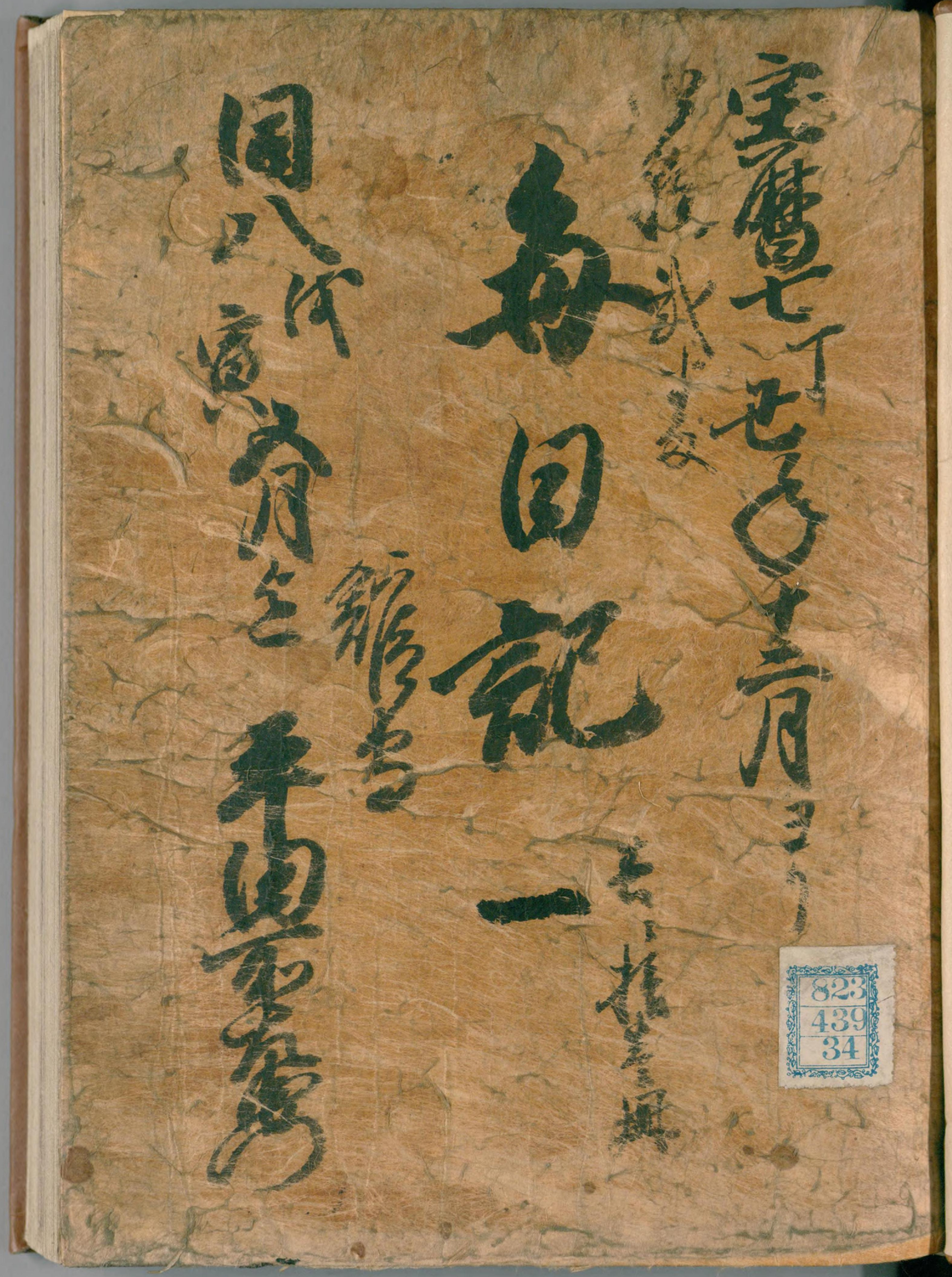

34.5.19

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

毎日記

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

外務省引継本

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

戒丸湯殿ニ後ニ成ル揚方ニ而ハ人ニ夫ニ船ニ
ニ後ニ安ニ清ニ中ニ抑ニ年
古雛ニ寄ニ雲ニ分ニ自ニ清村船ニ後ニ且ニ所用
成ル人ニ參ニ後ニ中ニ来ニ年
一 四月十三日ニ欠ル所ニ船ニ四雛ニ捜見ニ年
陽ニ来ニ湯ニ行ニ積ニ来ニ年
一 同十四日ニ古雛ニ上ニ船ニ去ル
一 同十六日ニ送物ニ下ニ清ニ救ニ御ニ御身ニ若ニ
手紙ニ年

古紀市歴使日ニ加料ニ出ニ出ニ年
一 同十七日ニ戒丸湯殿ニ成ル揚ニ加勢ニ安ニ清ニ
及ニ衰ニ後ニ力ニ手ニ坂ニ行ニ又人ニ逐ニ詞ニ若ニ御ニ年
一 同十八日ニ第一ニ船ニ使ニ来ニ稽ニ年
戒丸湯殿ニ後ニ分ニ安ニ決ニ及ニ衰ニ中ニ来ニ去ル
陽ニ演ニ宮ニ御ニ代ニ方ニ中ニ湯ニ年
一 同十九日ニ戒丸湯殿ニ力ニ成ル揚ニ若ニ御ニ年
一 同廿一日ニ古湯殿ニ後ニ分ニ又ニ和ニ中ニ抑ニ年
一 同廿二日ニ以ニ可ニ居ニ使ニ来ニ稽ニ年

一 四月十四日戊九 碇カ外 鮮人船 [illegible]

一 同十六日 首領 [illegible] 初 [illegible]

一 同十七日 江府 [illegible] 稅 [illegible]

一 五月 朔日 中之殿 [illegible] 安席 [illegible]

[illegible]

一 同二日 第一 [illegible] 封 [illegible]

[illegible]

一 同十日 [illegible]

[illegible]

一 [illegible] 和 [illegible]

一 同十六日 [illegible]

一 戊九 [illegible]

中 [illegible]

一 同十二日 [illegible] 和 [illegible]

一 同十四日 [illegible]

一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

〃 清〇寄中 共隅中 清用人 吉村
橋本[illegible]

一 丁丑十二月十八日
〃 [illegible]
織[illegible]

一 同廿日
石[illegible]

[illegible]

平田門[illegible]切紙[illegible]

同八戌寅〇
一 正月十五日
〃 清用番[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

門跡源之丞鷹織清宮前之拂さゝ之事
以後横之成分ニ至事後
清支配平田將監後ニ記事大綱
拂結之後大清並之迄之仏中上ニ如事也
以先之此御事也

一 伐 寅二月四日 鈴鮮清横目
比川義大鷹
古ハ能事書後蔵合書大鷹川殘

二至御事ニ而氣ニ有以御ニ取
長光初代ニ至御事ニ候ニ平田門居分
切紙之仏中ニ事也

一 同廿日
清宮前横目門跡源之丞鷹織拂さゝ
二家ニ船ニ以二家ニ出ニ成ニ筈ニ如此ニ意
長支ニ有材船分ニ至ニ居下ニ而鈴鮮以横目
御事之丞鷹船事之事拂さゝ之事如此ニ也

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

一、家ゟ船まて備ニて、右之家ゟ初夜後ゟ相番
與次兵衛・十右衛門

一　三月十六日
一、與次兵衛、鴻雄様ゟ切紙を以、来ル十九日
上船出帆ニ付、二十五日迄ニ相登候様ニ御申来
裏判上ケ候ニ罷出候時、御屋舗ニ而相済申候

一　同十九日
紗綾二巻
金子壱両二歩
裏判ゟ下ル
米田與右衛門

右今日上船出帆ニ付、旅宿之間ニ
御岩中へ分別庭能登之間之支配
米田将監殿御使者を以、血判ニ而
御方申渡候ハ、大之色御同様被仰付候、
一、禮曹ゟ之御書翰入一箱
同一箱平分御勝書写共御書付
将監殿ゟ渡候
一、留守居ニ而蔵前ニ而三判使二度
ゟ之飛脚多田ニ而計ハ萬東葉ゟ之

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

〃 古鑑寺ニ宮、使ヲ以唯今門移リ以後
中出ス
〃 二宮ヘ以横目池川義右衛門儀為書役
二社御行ニ出ル代ニ出ル者後ハ御ニ出ル者ニ
致ニ更書義右衛門世宮、門移ニ出ル所ニ
一 四月又日晴ニ
〃 古鑑寺ニ多田ニ見ニ対ニ為横羽入来有ニ
所ニ御ニ出ル中ニ出ル

〃 今日東向寺、御佛条仕ニ清香奠
持条ニ出ル後
但先祖日牌ニ而相見ニ云ニ宮ニ御ニ
而相加ル事
一 同六日晴ニ
〃 以用ニ云ニ
一 同七日曇天
〃 今日鑑寺ニ役ニ出ル文所ニ付古鑑寺
多田ニ至ニ対ニ義ニ付ニ出ル御所判

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

二代官ニ於ケル福慶丸萬代丸昨日分仕舞
以後一代之由尤古雛等二家ノ私ニ福慶丸
一ツ相撰ニ於テ中間ニ自一十五日ニ第一日ニ於
福慶丸萬代丸昨日分仕舞ニ於ケル所有之
所有之本ニ而ニ福慶丸ハ古雛等ニ於テ
昨日ニ第一日ニ而ニ而ニ
剃髪ニ用有之入雛仕候中過ニ而ニ而

一四月十日晴天

子代丸常盤丸今朝以前ニ於ケル所有之
書ニ而ニ而ニ
今日古雛等ニ於テ事ニ於テ有之
古雛等ニ近ニ上ニ於テ其雛ニ付中
壽ニ於テ上ニ於テ上ニ於テ演之ニ於テ
一ツ相撰ニ於テ者ニ於テ一代官ニ行ハ
壽ニ於テ上ニ於テ請ニ於テ馬ニ於テ中ハ布ニ於テ
ニ於テ者ニ於テ所有之而ニ於テ其ニ於テ
行之ニ於テ中ニ於テ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

従前々年頭ニ付 為御礼積渡候
由被仰渡

〃 撫見人ニ而家来中添折返候段届有之

〃 御書付ニ而是迄之御役積目ニ八申達

〃 古雛ヶ作る上船賀ニ為筈之

〃 由差出し申ニ相成候ニ付 長次郎御代官より差出

〃 買市ニ付海口料事入雛ニ候申達

〃 福嚢丸ニ付九作ゟ伝七申達

一 四月十四日晴天

〃 此節渡福嚢丸船ゟ古田利右衛門
筈代九船頭籠鐵丸差出シ今日伝七ゟ
以切手半状渡方へ申渡

〃 古雛ヶ多田三郎十兵衛雛飾ニ山
鍛冶屋書役儀合書方へ勤番并代
為羽儀之宮ゟ福嚢丸より伝七上船ゟ
三日斗船方へ二ノ丸ゟ出雛候ニ付通
料理被下 御側官一代官并伴蔵鍛冶屋
書役ゟ 并席ニ而料理被下候 雛飾

書役ハ出席ニ来侍
但了付不並ニ料理之
一 三献之時ハ出頭之上ニ而ハ儀式之
先ハ披露相済候ニ而ハ役々御ニも猶手ニ而
料理等之段ニ而出頭之者ハ儀式ニも
先ハ御次ニ猶手ニ而出仕之上ニ而ハ役
中ニ而可致ニ及
一 本膳料理等ハ時刻相済門迄出頭之
数献出之御畢而出頭之御役所

無頭中細羽屋之取次ニ而可出候者ハ
並可ニ
一 禮書ハ之清書致一通宛東西ニ而分副書
取ニ承候清状ハ三献ニ而出頭之節
之而披露ニ而ニ書之上ニ而取次之式者
書付ハ儀式之儀式済候ハ書類之御役所ニ而役
一 鳥目之送物ハ相撰儀式之節ハ取次ニ而可出
立雑役中附役之者細羽屋之書
射手下之衆触役之者ハ馬之時御用人布之衆

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

四月十九日 雨

行く

計

上ゲ云ヘ

剣善公

前参公

跡ニテ

上書キニ表ニ

英田和太郎

此夕腹痛ケレ共ノ二十切ニ沖ニ深来ニ付

成ル程深者ニ付ニ且ツ前ニ天菅ニ及ニ不来

難渋ニ付御ノ山ニ手ヲ御ニ山ノ方ニ長坂来ル

右深ニ付御詳人ヘニ仕形ニ二ツニ成ル方ヲ

前ニ成ル政宗警見ニ付有ニ夜ニ御中ニ御ニ

右ニ付前言ニ麻ニ大源ニ恵ニ横田橋ニ廣ヲ

組横田中ニ月ニ一ニ武ニ来ニ付ニ体ニ切ニ深ニ

深ニ来ニ付ニ前ニ御ニ

二代官ニ付ニ前ニ月倍九ツ方ニ来ニ付中ニ月

前ニ中ニ月ニ十ニ五ニ二ニ手ニ付ニ御中ニ御ニ

月倍九ツ方ニ来ニ御ニ来ニ倍一ニ帯ニ付ニ来ニ

以前度ニ御ニ入ニ朱ニ脇ニ二ツ前ニ

日夜ニ来ニ深来ニ也ニ来ニ不来ニ有ニ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

一、御前揃度出来ニ付、黒船ニ三艘着之
菜札ニ付、御書物并分夜入ニ付、出席
黒札出御
一、安房御目見之後、平次ニ付
一、大庵所殿香由忠以節出良候台節奏
以来夜分七ツ時迄出勤、下田方へ人御遣遣之
一、御代官弐人、大庵ニ而書御遣遣之
一、御無遠見山分相向葉、黒官使来入
一、割左衛門出張之通総之者也

一、御山独り小菜札ニ付、御出席遣
御金子事入来、御被下候、仍而御使申上
一、安藤石口新三方、小出平左衛門出勤
一、同様九州ら状出勤
一、四月廿三日　晴天
一、御前揃度出勤ニ付、安房守御目見
一、同様九州船ニ而、奥太夫ニ付、今日出勤之切手
平井小浜屋出勤

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

〃 龍肱不能本書也

〃 万信九時書

〃 大肱之後一三年来本源抑[illegible]
久[illegible]本書也

〃 老[illegible]方、[illegible]唯[illegible]
[illegible]今一意[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 四月大日晴也

〃 龍肱不能[illegible]本書也

〃 [illegible]

〃 時[illegible]
[illegible]

一 同大文日曇天

〃 龍肱不能本書也

〃 万信九時書代橋 廣助並[illegible]
本書也

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

殿え被申渡候ニ付、今日ゟ自分ニ而罷出
申上候事

一 四月廿六日 晴天
一 今日番所ニ付登城、右衛門殿被相渡候
御書付相渡ス
一 御船中ゟ御帰ニ付、御船手村龍之助ゟ
福井ニ而一日村船頭万屋ニ而、今日番所ゟ
至来候、右ニ付三拾弐両ニ而御手形被差出候

一 当地中渡辺ニ而、御本家以横目笹山
勘右衛門、御物頭原七郎、右之外一同致出勤
候処、渡辺中渡候
一 右役々五月状村ニ付、左之通被仰付
一 右船手ニ付、当地寄合ニ付罷出
御番頭横目浦右衛門、頭横目一人差添
一 相済候ニ付、船来寄合ニ而割事決、右之通
書面万事相済、頭中ゟ御返答申上候
今日子津村之事、右御書付ニ而相済

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

一 又月朔日晴乞
〃 書ヲ以テ為禎祠ニ奉ル余官中ニ留雖役ニ
ニ在ル事ニ以外ニ差對面ニ諸侯ニ負ル事ニ而
奉付此ニ詣ニ
〃 秀代ニ御積目ニ於ケル笠原城ニ今度仕事
有ニ之ニ付帰宅中海ニ出ル事ニ定ニ
其ニ於ケル御ニ御ニ中ニ書ス
〃 御宮ニ於ケル積目門御源ニ入ル事ニ
被ニ御ニ渡ニ以ニ病ニ不ニ有ニ之ニ大ニ如ニ恐ニ帰宅

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

一 又月三日晴天

〃 宮市ニ行 毎譯判事入雜住ニ候
小西事ニ付ニ而ニ

〃 桂現九小文九 明日無住ニ候ニ
無之ニ付ニ而ニ

一 同二日晴乞

〃 一物送使 新無ニ候ニ付ニ今日毎請初
對面 結ニ候而有之 并 遠祠中も而ニ

一 同又日毎天

〃 當日ニ 為祝祠 請ニ食ニ 宮中 當雜 請ニ
ニ候ニ 新ニ 明日 並ニ 對面 請ニ 請ニ 賞ニ 馬ニ 家中
家ニ 新ニ 請ニ 請ニ

〃 代ニ 能 和ニ 見ニ 来ニ 打ニ 行ニ 見ニ 有ニ 行ニ
先ニ 毎 能 和ニ 一 被 歸 帆ニ 前ニ 行ニ 紙ニ 代ニ
方ニ 中 御ニ 老ニ 方ニ 中ニ 世ニ 中ニ 親 人
御ニ 家ニ 一ニ 行ニ 同ニ 以ニ 家ニ 家ニ 御ニ 家ニ 後
作ニ 紙ニ 御ニ 中ニ 紙ニ 中ニ 書ニ

〃 鞍浦村 能 和ニ 平ニ 御ニ 鞍 帆ニ 前ニ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

〃 内横目末良傳右衛門明船替船之為備
置ニ末前ゟ出浜番之

一 又月八日晴天

〃 唐船右件之浜出末番

〃 楮覲丸小文丸明方佐藤三郎浜出末番

〃 内横目末良傳右衛門明船唐船之為備
置ニ末中ゟ出浜番之

〃 前方内横目小文丸方ニ之外出楮覲丸
小文丸今晩浜番佐々村屋形ニ詰合

末迄之小中ニ浜番有之

一 同九日晴天

〃 唐船右件之浜出末番

〃 内横濱楮覲丸船頭太田源右衛門へ申ニ付
ニ付代佐藤横目笠原城右衛門へ浜番横目
門野源左衛門同小文丸船頭西原右衛門
ニ付当代長崎居正右衛門今ゟ佐藤
城右衛門源右衛門ゟ右相越へ身并封書状
為被ニ正右衛門儀ハ病気ニ付為代小田

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

二代官ヨリ所ノ明朝ヨリ大吉丸惠方丸ヲ年
詰力仕迄ヨリ結ヒ候ニ付ヨリ中ヨリ二十疋
ニ御願申候

此横目結綱ヲ五疋ヲ明朝龍船ニ乘候
龍ニ於中ヲ候ニ而ニ

大吉丸惠方丸明朝ヨリ六年詰ニ於中ヨリ
一 又月十一日信天
候拂序ニ横目丸小文丸必ニ來明ヨリ
ヨリ帳結候候書ヨリ而ニ

歸帆中ヨリ自ニ羅浦材龍船ニ乘平江郡
今朝必ニ出帆結候候ニ於而ニ
大ニ付ヨリ郡ヨリ用状ニ演ヨリ候
乘候ヨリ横目結綱ヲ五疋ヲ為ニ入來
候ニ候ニ演行候中候
龍船ヨリ段ニ乘利來ニ於ニ演ヨリ必ニ出帆
結候候ニ送ヨリ横目結ニ來文疋ヲ而ニ
一 持送使朝船ヨリ小柳仁疋ヲ一文ヲ所ヨリ
菓乳ニ於ニ整ヨリ自ニ候ニ申ヨリ上來

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

〃 別段入鉢結ハ小海事ニ付雨書

一 五月十二日曇天

〃 一持送使報雲自ニ此等菓結ニ後来

十二日ニ来様ニ候雨有之

〃 右ニ付南結ヨリ来雨海一朝中も雨之

〃 大吉丸恵方丸明日結ハ二番ニ付ハ来雨

一 同十四日晴天

〃 内蒲大吉丸般河口市ニ来恵方丸

雲ヒ門田義左衛門今日結ハ明日ニ付

申状演方ハ来海

〃 大恵方丸ニ交代ヲ横目書雨光御命

帰国中海ニ付カ雨入易ニ得ニ演状来

依頼演行規中海

〃 内横目書田又ハ小交渡左衛門 并ニ菓成

又七持書雨有之

〃 右我鍛ヲ改ニ所ニ刑来来海ニ候横目

二戸田長左衛門来雨

一 同十四日晴天

二代后所以戒丸往吉丸明日方出来結
結婚之事尤戒丸之後形度緩慢不足
往吉丸明日往吉丸方吉之試借用以往
中諸所有都合而已之相如以前所有不要
所有品及又往吉丸にも右之旋備閑
作為義若干之有中諸作体結以趣要細
一云中如有深所有而有之又所有之中
一云有之結婚一等所以中諸又
戒丸往吉丸明日来的所来結一等分

非諸相違
一 又月十七日曇天
一 特送使不敢妄事門 罪罪以為義
出物
戒丸往吉丸明日 和結之一等付之所
相違
一 同十八日未天
妄事門 罪罪以為所又也
而天之相戒丸往吉丸無結之相違所

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

お雷し

〃 鴻滞雲大吉凡惠方凡鴻書式ニ從日
結束文書ニ如鴻七五郎ノ并ニ旅無如
雷ニ

一 五月十九日晴天

〃 一物送文平版妻帝門宮殿ニ
平殿ニ来

〃 鴻拙家ニ大吉凡惠方凡今朝以ニ
出帆ニ付ニ鴻書人ニ分雷ニ

〃 戒凡往吉凡明日仕ニ第一付ニ御お雷
〃 雲風ニ元中ニ如ニ今日鴻如ニ和逆凡ニ
お如ニ出雷ニ御行ニ而ニ御お雷ニ御久
洋ニ而ニ頃ニ入ニ上ニ まゞり長ニ上ニ お使ニ
有ニ事ニ

一 同廿日曇天

〃 平版ニ付ニ妻帝門宮殿ニ御寄ニ
〃 戒凡無ニ以ニ保仲太郎ニ往吉凡ニ無ニ
河ニ出ニ上ニ今日仕ニ有ニ御寄ニ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

書状演習、お演ス　但戒丸給後二十三日ニ来大ニ
お持行前後ニ来ル事ニ
山横目喜田又ハ本夜行吉郎家ニ以来ニ
又七鳴書ニ以雑ニ以ニ電ニ
右武艘山波ニ出別来お演ニ以ニ電ニ
毎行方ニ取武艘様法ニ上ニ来ニ付ニ
お電ニ
一　又月廿一日晴ニ
一　本日ニ安房ノ宮宇ニ以ニ厳熊助
一　同廿二日晴ニ

山横目会排奉吉畑鳴七ニ来ル家ニ持ニ
興ニ入ニ鳴書ニ代ニ以ニ雑ニ以ニ電ニ有ニ
今ニ、沖刻比上ニ口ニ乗ニ船武艘漕ニ
乃来ニ以ニ西ニ入ニ お電ニ
右ハ為代ニ報ニ雲ニ佐渡家村ニ雲ニ以ニ為ニ
同村雲ニ以ニ作十郎ニ何ニ戒水ニ入ニ六ニ家ニ
家ニ以ニ横目佐伯ノ古ニ来ニ云ニ十九日
渡海様法ニ就ニ云ニ家ニ云ニ英ニ後ニ出館
ノ云ニ来ニ月ニ命ニ以ニ親ニ依ニ報演行報ニ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

有之候付二度之照之

（但六月八日之内ニ再度之口長お渡年
日九日之日付之云状惟来ニ与遇天之義
来ニ云々）

一 又月廿六日晴天

〃 今日 御饗書讀ニ付 古雅ニ而之
ニ記お拠 拠先編子肩衣ニ先ニ座ニ示し
御饗書文連蓋ニ入し書役持ニ而座
席ニ分 東ニ方ニ西向ニ先座清家中
起ニ横目中 以代官中 毎祠役之
編子肩衣ニ先ニ座ニ先座請讀
馬家中 組横目 大代大之 拝 織袴ニ先

次ニ有東席ニ分 当ニ附ニ方ニ 組ニ並居
二十外 書手ニ垂ニ 水史 ニ而ニ 座ニ
御饗書 并 朝鮮書 ニ 大死ニ 清
書付 交 折ニ 清書付 芸ニ 三通讀 後
書役 沈川 義 左 同 結ニ 勤ニ 机 高
出ニ 至之 平ニ 清饗書ニ 趣一統ニ 記
お与 東ニ 先ニ 義 源 望 お 情 役 可
ニ 記中 付ニ 有中 編之

〃 東向 守 右 分 清書付 ニ 拝 人中 編之

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

823
34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
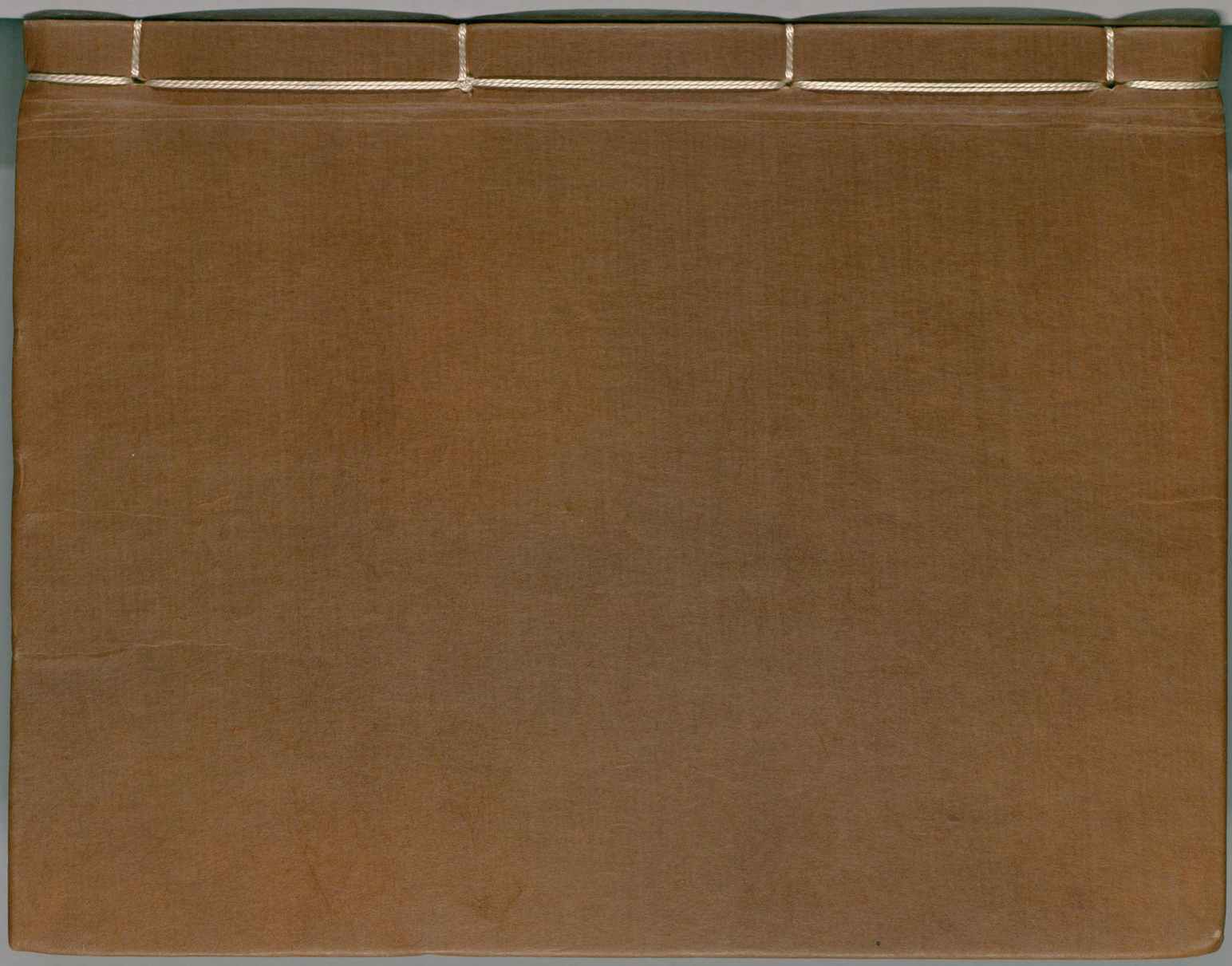
ガラス使用